

# 企画競争実施の公示

令和 4 年 5 月 2 0 日 (金)

近畿地方整備局長  
東川 直正

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

(1) 業務名 蓼原地区マスプロダクツ型排水ポンプ設備実証試験業務

(2) 業務内容

本業務は、マスプロダクツを活用した新たな排水ポンプ設備の技術開発・導入等を目的として、試験装置全般の計画・設計・製作・設置及び実証試験を行い、実用性等の検討を行うものである。

(3) 履行期限 令和 5 年 3 月 2 4 日

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 3 月 3 1 日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 平成 2 4 年度以降公示日までに元請けとして完成した下記 1) の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

1) 揚排水機場における陸上ポンプ設備の新設、更新又は修繕（分解整備を含む）  
のいずれかの工事

(5) 平成 2 4 年度以降公示日までに元請けとして完成した下記 1) の要件を満たす工事の施工経験を有する管理技術者を配置すること。

1) 揚排水機場における陸上ポンプ設備の新設、更新又は修繕（分解整備を含む）  
のいずれかの工事

(6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 3 月

3 1日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和4年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

(8) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であって i から iv までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 8 階

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話 06-6942-1141 (代) 内線 2536

メールアドレス: kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間: 令和 4 年 5 月 20 日 (金) から令和 4 年 6 月 9 日 (木) までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9 時 30 分から 16 時 00 分まで。(ただし最終日は 12 時 00 分まで)

(電子メールによる説明書交付申請書 (別紙) の提出期限は交付期間最終日の 12 時 00 分まで)

場所: 3. (1) に同じ。

方法: 電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書 (別紙) を添付し提出すること (着信を確認すること。)

また、電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送 (着払) による交付を希望する場合は 3. (1) に問い合わせること。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限: 令和 4 年 6 月 9 日 (木) 12 時 00 分

場所: 3. (1) に同じ。

方法: 電子メールに企画提案書を添付し提出すること (電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認する

こと)。

また、電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合、特定又は非特定通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、企画提案書と併せて持参、郵送（書留郵便に限る）又は信書便により提出すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

#### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。

## 説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局長 東川 直正 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を< kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp>までメールで送付してください。

件名：

---

会社名：

---

担当者氏名：

---

電話番号：

---

メールアドレス：

---

※メールにて交付資料を受領されましたら、  
「その旨メールをご返信いただくか」または  
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日                      令和                      年                      月                      日

---